



31年7月まで)に施行されます。ただし、自筆証書の要件緩和(4項)は平成31年1月13日から、配偶者の居住権を保護する制度(1項)は平成32年7月までに施行されることとなります。

弁護士 志摩 恭臣 しま やすおみ

税金

消費税の 軽減税率について

Q 私は年金生活者です。食料品等の物価が高くて生活が大変です。消費税の税率が上がるのはいつからですか。

A 平成31年10月1日からです。

Q 税率はどうなるのでしょうか。

A 標準税率は10パーセントになりますが、軽

減税率は8パーセントです。軽減税率が適用されるのは、どのような場合ですか。

A 飲食料品と新聞の譲渡に對してです。

飲食料品とは食品表示法に規定する食品(酒類を除く)をいい、医薬品や医薬部外品は除かれます。又、外食やケータリング等は、軽減税率の対象とはなりません。

新聞は、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行されるもので、定期購読契約に基づくものが軽減税率の適用の対象です。

Q 私は晩酌が楽しみなのですが、お酒は軽減されないのですか。

A 酒類は軽減されません。10パーセントです。

Q 時々、飲食店で食事するので、これもだめですか。

A 外食は軽減税率の対象にはなりません。10パーセントです。

Q 出前や宅配は、どうなりますか。

A 出前や宅配は、軽減税率の対象となりますので、8パーセントです。

Q 外食ではなく、飲食店からテイクアウト(持ち帰り)するのは軽減されますか。

A 飲食店等が行うものであっても、テイクアウトは単なる飲食料品の譲渡ですので、軽減税率の対象になります。8パーセントです。

外食かテイクアウトかは、飲食料品を提供する時点で、顧客に意思確認を行うなどの方法で判定されます。

Q ケータリングとはどのようなものですか。

A 顧客の指定した場所に向いて食事を配膳、提供するサービスです。軽減税率の対象にはなりません。10パーセントです。ただし、有料老人ホーム等で行う飲食料品の提供は、軽減税率の対象となります。8パーセントです。

なお、消費税の軽減税率の詳細については、国税庁のホームページなどでご確認ください。

税理士 三浦 文昭 みうら ふみあき

医療

高齢者の 貧血について

Q 健康診断で母が(70歳代)貧血気味だとわかりました。高齢者の貧血について教えて下さい。

A 血液の重要な役目を果たすことと、この働きをつかさどる赤血球あるいはヘモグロビン(Hb)の量が正常より少なくなった状態が貧血です。貧血になると、酸素を全身の細胞に送り届けることができなくなり、生活の質を著しく低下させたり、他の持病の症状に影響を与えたりす